

柵門は此の地のみならず、都て本町のケ所には、地子地との地塚毎に木戸と呼びて柵門ありて、夜中は此の門に居る夜番人扉を打つ定めなり。金澤町方二日讀定書に載せたる萬治三年七月十日町奉行里見七左衛門等よりの覺書に、町々木戸日暮候はゞ大門をさし、夜更候てくゞりをもさし、番人無油断たてあけ仕候様に可申付事。といふケ條を擧げたり。但し此の柵門の創立も、何れの時よりならん。いまだ諸記録中に所見なし。此の柵門共も香林坊橋、枯木橋の兩柵門と同時に取除に相成り、今は其の遺跡もなし。

○香林坊蓋邸

此の舊邸は、香林坊橋下なる片町東側入口の角家にて、横小路は皆貸家とせしかど、後居邸も割家となし、別家と兩家居住する處、更に零落して、本末共々家屋を賣却して退去せりと云ふ。

○向田香林坊傳

元祿十三年の由緒書に云ふ。先祖向田兵衛石川縣倉谷に數年浪人にて罷在、高德公御入城以前當地へ罷出、町人と成由傳承す。高祖父向田香林坊は、實は叡山の出家に有りし

處、還俗致し、向田兵衛入鋲に罷成、目藥の秘方家傳所持致し來る處、高德公の御聽に達し、調合致し可指上旨御沙汰有之付、則指上申處、御書共頂戴仕、其後御扶持米をも可被下旨被仰出處、老人故御斷申上候由。浮田宰相様御眼病之節、御藥可指上旨御意に付、則指上處、御平愈被爲在、御懇之御書頂戴被仰付、右之御書共寛永十三年金澤火事之時燒失仕由申傳。香林坊儀は元和二年病死仕。とあり。又祖父香林坊喜兵衛は宰相公御家督之時、金澤町中爲惣代江戸御祝儀罷越、御能見物被仰付、御料理被下、御巻物拜領仕。其後金澤町年寄役被爲仰付、病氣罷成、延寶四年御斷申上御赦免、同六年病死仕。父香林坊喜兵衛、延寶七年より銀座役被仰付、毎年銀子三貫目宛頂戴、貳拾三ヶ年相勤、元祿十三年七月病死仕。とありて、元祖以來苗字は向田なれど、三代目より以後は香林坊を稱號となしたり。按するに、源平盛衰記卷廿八に越中國住人向田二郎材高といふ人見たり。礪波山合戦の條には、越中國住人宮崎太郎・向田荒次郎兄弟二人。ともあり。右向田は今礪波郡五位庄内に上向田村・下向田村とて二邑あり。此の地に土著せ

し人なるべし。故に向田を稱號とはなしたるもの也。されば香林坊の元祖向田兵衛も、若しは越中の出生にて、向田次郎材高が裔孫ならんか。又香林坊は、弘治元年朝倉宗滴加賀國の一揆征伐として討入の時、朝倉氏將士の中に佐々布光林坊といふ人、朝倉始末記・加越國評記等に載せたり。若しは向田香林坊と因みある人ならんか。越前誌にも、佐々布光林坊が居蹟等の事を載せたれど、光林坊と香林坊とは別號なるも知るべからず。但し楠肇が小橋天神記には、高野山の宿坊一盛名動山といへりと光林坊といへる僧坊ありて、厩川小橋のほとりに居住し、普く府下に金銀を貸し弘め、大に繁昌なせしかば、小橋をば世俗呼んで光林坊の橋と名目す。後國君光高公の諱を避けて、光の字を改めて香林坊と文字を換へたりとかや。今も猶此の橋の南側に香林坊某とて、故ある町家あり。是光林坊の裔末と云ふ。と記載す。右の傳説に據れば、元は光林坊と書きたれば、越前朝倉の家人佐々布光林坊とある人の子ならんか。小橋天神社の傳説に、光林坊と小橋天神の別當福藏院の元祖道安坊と同宿の眞言僧にて、そのかみ小橋のあたりに宿坊ありて爰に居住

し、小橋天神を勸請し、兩人共に社僧と成り奉仕せしかど、光林坊は後向田兵衛の嗣子と成り、向田香林坊と稱し、彼の家を繼ぎ町人と成り、道安坊は後々まで小橋天神の別當と成り、後には修驗派に轉じ、山伏の一派と成りて寶來寺福藏院と號し、妻帯と成り子孫相續し、于今香林坊の子孫と共に連綿す。といへり。按するに、右小橋天神の傳説の如くならば、叡山の出家といひ傳ふるは過聞ならんか。

○權七ヶ辻

舊傳に云ふ。片町より堅町へ入る四ツ辻をば、昔は權七ヶ辻と呼べり。酢屋の權七といふもの此の辻邊に居住す。故に權七ヶ辻と呼びたりしを、後に呼び誤りて五七ヶ辻と稱すといひ傳へたり。今は其の稱も絶えて、世人知るものなし。

○酢屋權七傳説

三壺記に、慶長十年七月徳川二代將軍秀忠公の姫君、未だ幼少にまし〜しといへども、利光卿へ御縁組ありとて金澤へ御入興。路次中の御慰みとて、酢屋の權七銀の立烏帽子に朱の丸付けて、直垂の裝束にて御輿の先に頭をふり躍